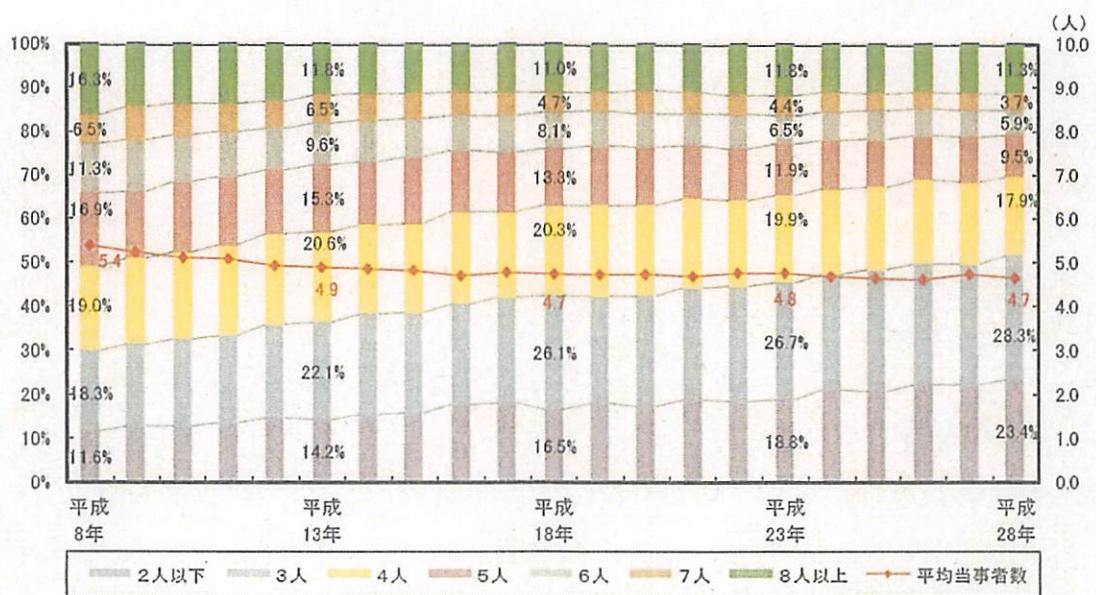


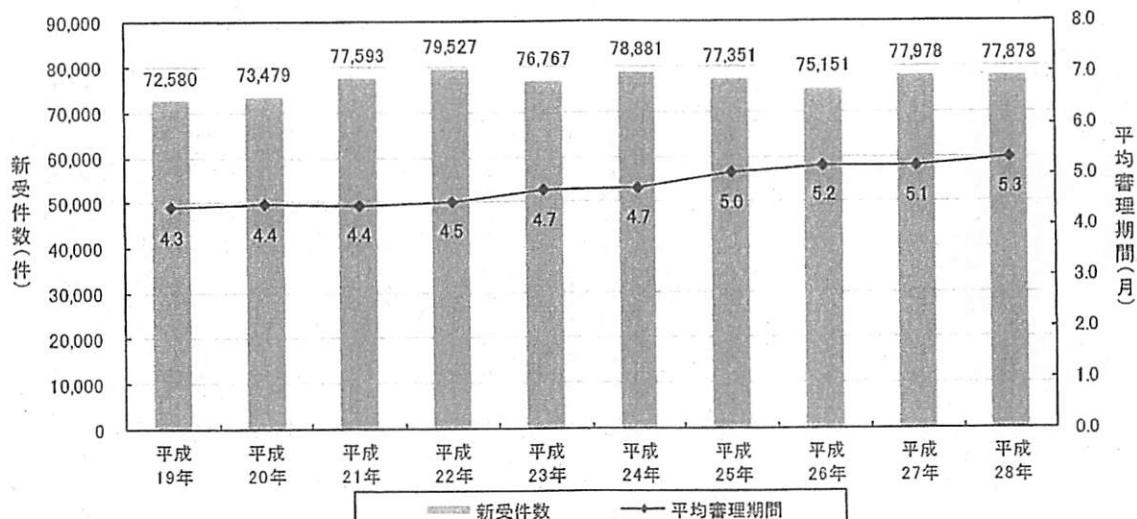
【図13】当事者数の推移(遺産分割事件)



#### 4. 1. 3 婚姻関係事件<sup>15</sup>

新受件数（審判＋調停）は高止まり状態にある。平均審理期間は、平成 19 年以降は若干長期化傾向にあり、平成 26 年以降は高止まり状態にある（【図 14】）。この傾向に関連する事情として、前掲 4. 1. 1 で指摘したのと同様に、取下げで終局した事件よりも相対的に平均審理期間が長い調停成立で終局した事件の割合が増えていること（【図 15】【図 16】）や、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整事件と並行して審理され、同事件において、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が挙げられるとともに、手続代理人弁護士闘争率の増加が事件の困難化傾向を示唆していると考えられることは、前回と同様である（【図 17】）。

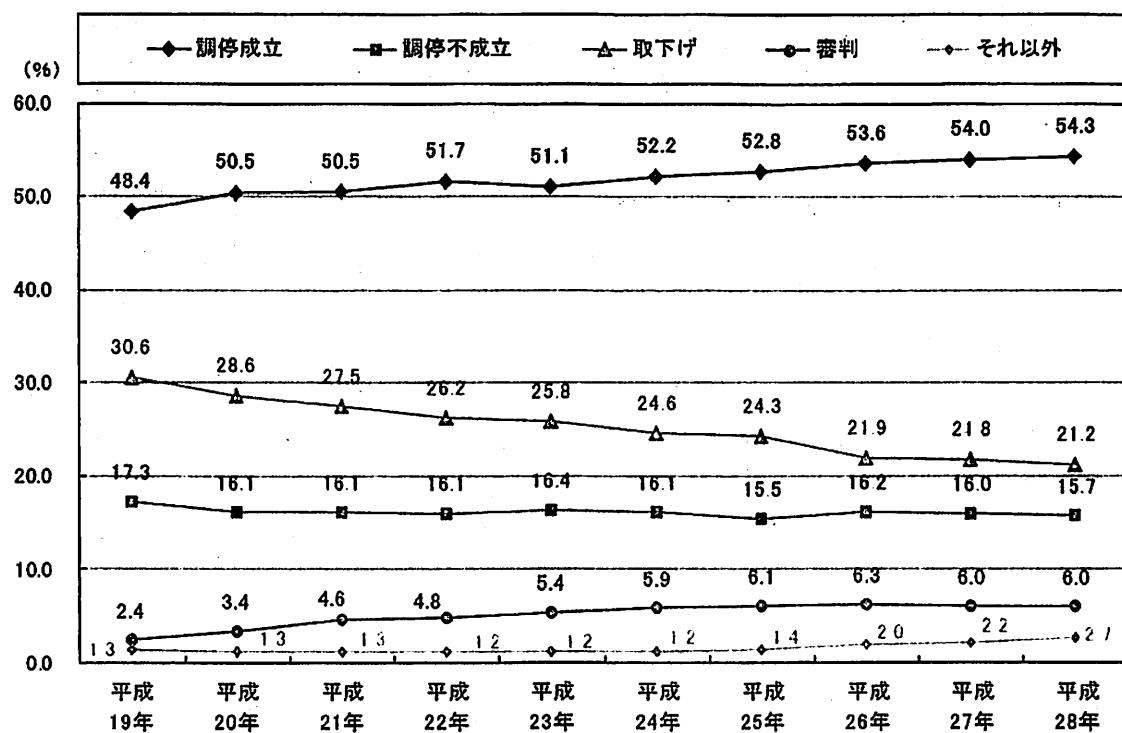
【図 14】新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（婚姻関係事件）



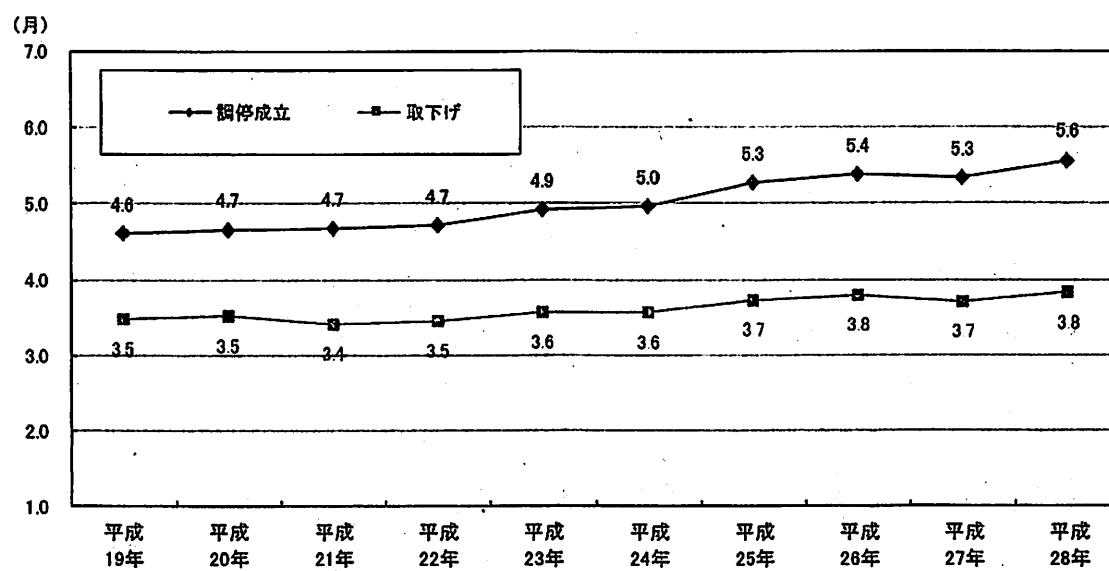
※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受件数が1件増える扱いとなる前提がとられている。

<sup>15</sup> 婚姻関係事件には、一般調停事件に分類される夫婦関係調整調停事件、別表第二事件に分類される婚姻費用分担事件、離婚後の財産分与事件、請求すべき按分割合に関する処分（離婚後の年金分割）事件等が含まれる。

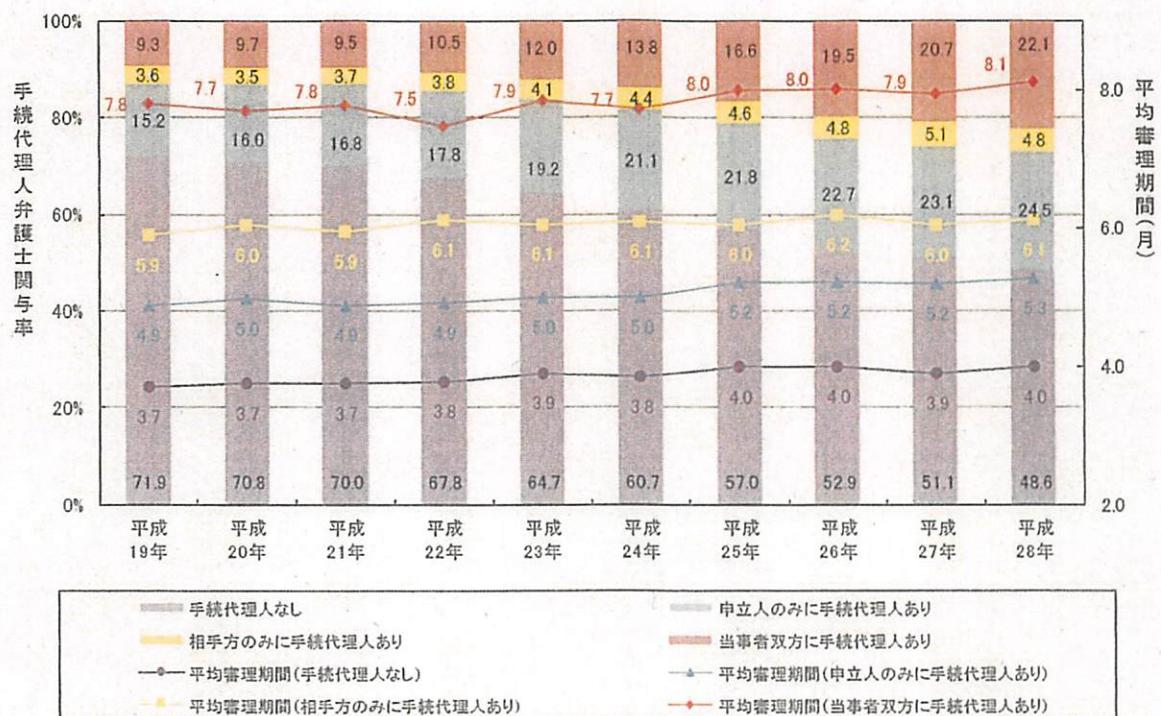
【図15】終局区分別事件割合の推移(婚姻関係事件)



【図16】終局区分別の平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



【図17】手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



なお、家事法で新たに婚姻費用分担事件等の別表第二調停事件においても利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（0.9%）より増加して1.8%となった（【表18】）。また、調査命令のあった事件の割合は、前回（19.3%）より若干減少して19.2%となった（【表19】）。

【表18】終局区分別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

調停成立	38,593	54.3%
調停不成立	11,189	15.7%
調停をしない	508	0.7%
調停に代わる審判	1,253	1.8%
取下げ	15,084	21.2%
当然終了	152	0.2%
認容	4,012	5.6%
却下	252	0.4%

【表19】調査命令の有無別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

調査命令	あり	13,605 19.2%
	なし	57,438 80.8%

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）については、前回から大きな変化は見られない（【表20】【表21】）。

【表20】審理期間別の既済件数及び事件割合  
(婚姻関係事件)

6月以内	50,632 71.3%
6月超1年以内	16,496 23.2%
1年超2年以内	3,710 5.2%
2年超3年以内	178 0.3%
3年を超える	27 0.04%

【表21】平均期日回数及び平均期日間隔  
(婚姻関係事件)

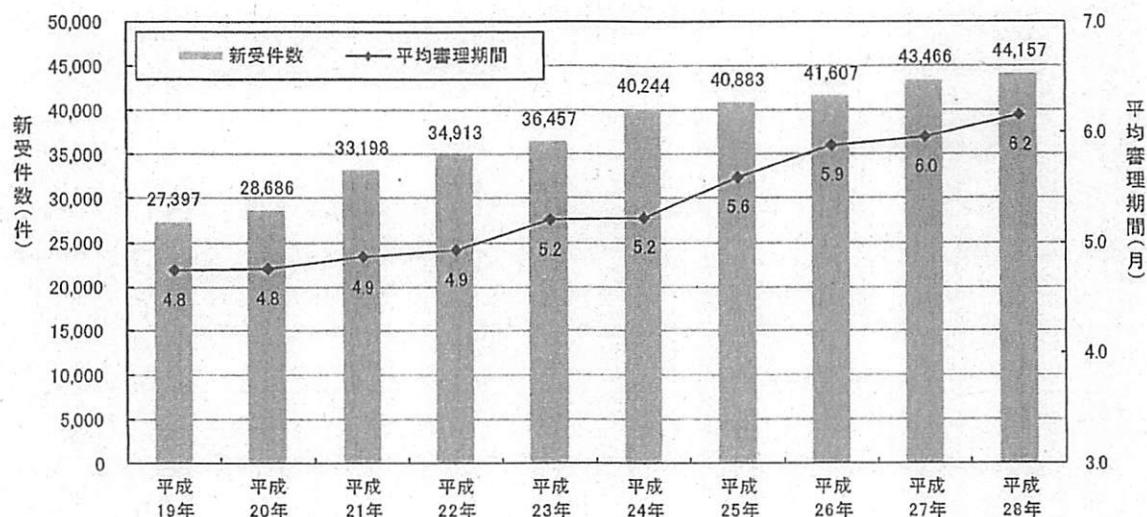
事件の種類	婚姻関係事件
平均期日回数	3.2
平均調停期日回数	3.1
平均審判期日回数	0.09
平均期日間隔(月)	1.7

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

#### 4. 1. 4 子の監護事件<sup>16</sup>

前回から引き続き、新受件数（審判＋調停）が増加傾向にあり、平均審理期間も長期化傾向にある（【図22】）。

【図22】新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（子の監護事件）

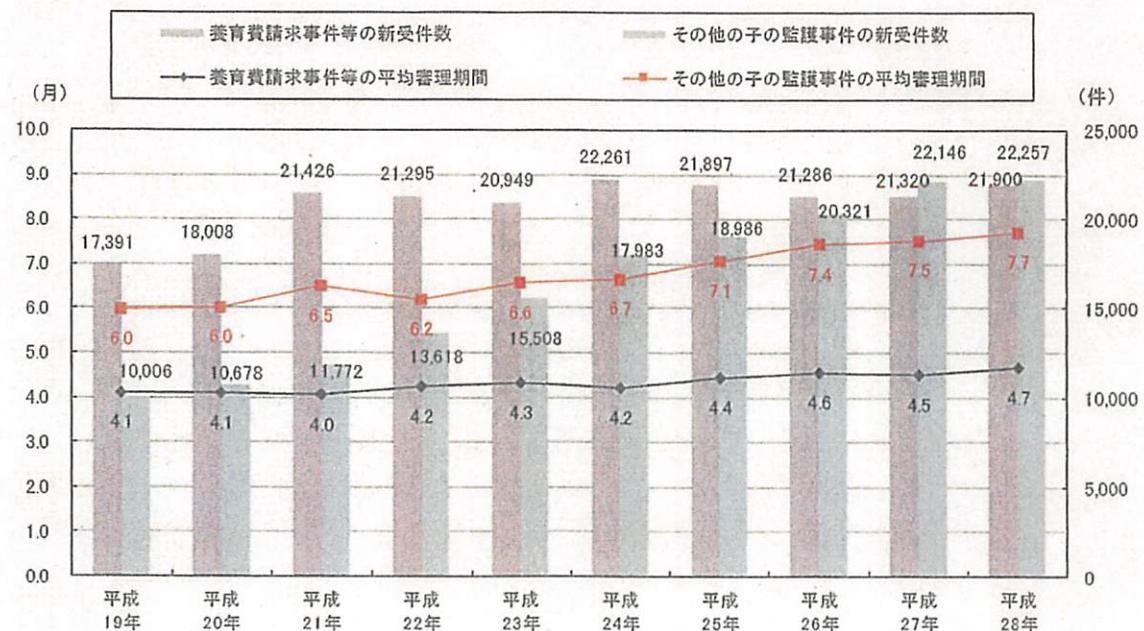


※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受件数が1件増える扱いとなる前提がとられている。

<sup>16</sup> 子の監護事件には、養育費請求事件等（養育費請求事件及び未成年者の扶養料請求事件）のほか、監護者の指定事件、子の引渡し事件、面会交流事件が含まれる。いずれも別表第二事件である。

長期化傾向の要因として、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者指定及び子の引渡しの各事件が最近一貫して増加していることが挙げられるることは、前回と同様である（【図23】）。

【図23】子の監護事件に係る類型別の新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移



家事法で新たに利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（1.6%）より増加して3.1%となった（【表24】）。

【表24】終局区分別の既済件数及び事件割合  
(子の監護事件)

調停成立	19,593 55.9%
調停をしない	455 1.3%
調停に代わる審判	1,088 3.1%
取下げ	8,745 25.0%
当然終了	187 0.5%
認容	3,578 10.2%
却下	1,389 4.0%

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）については、前回から大きな変化は見られない（【表25】【表26】）。

【表25】 審理期間別の既済件数及び事件割合  
(子の監護事件)

6月以内	22,753 64.9%
6月超1年以内	8,899 25.4%
1年超2年以内	3,118 8.9%
2年超3年以内	233 0.7%
3年を超える	32 0.09%

【表26】 平均期日回数及び平均期日間隔  
(子の監護事件)

事件の種類	子の監護事件
平均期日回数	3.5
平均調停期日回数	3.0
平均審判期日回数	0.5
平均期日間隔(月)	1.8

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

### 1 実情調査の位置付け（目的）

家事事件については、第6回報告書でも指摘したとおり、各庁において裁判官関与の一層の充実に向けた取組が進められており、調停成立で終局した事件の割合（いわゆる成立率）は上昇しているが、遺産分割以外の事件に関する平均審理期間がやや長期化傾向にある。また、人事訴訟事件に関する平均審理期間は、ほぼ一貫して長期化傾向にある。

そこで、今回の検証では、調停と審判や人事訴訟を合わせた家庭裁判所における手続全体としての迅速化という観点も踏まえた家事調停の充実の方策に係る実情調査を行うこととし、平成28年5月及び10月に、大規模、小規模の家庭裁判所本庁各1庁及び家庭裁判所支部1庁の計3庁の裁判所並びに上記各本庁に対応する単位弁護士会に対して調査を実施し、調停における裁判官関与と調停成立等との関係、調停不成立後の審判や人事訴訟との関係を中心として、裁判官や弁護士等から忌憚のない意見を聴取した。

実情調査の結果、それを踏まえての検証検討会での議論等の要点は、次のとおりである。

### 2 調停における裁判官関与と調停成立等との関係

#### （1）調停における裁判官関与の取組

大規模家庭裁判所、小規模家庭裁判所を問わず、調停における裁判官関与の充実に関する取組の趣旨は浸透しつつあり、裁判官は対面評議だけではなく書面評議の内容を充実させるなどして合理的かつ効果的な評議を行うとともに、書面評議では足りない部分を補うなどのために適切なタイミングで対面評議を行うことができるよう、評議の目安を調停委員と共有したり、記録上対面評議が必要な場面が分かるように工夫したりするなど、評議を通じた裁判官関与の充実の取組が行われている。こうした取組を進める上での課題として、評議待ちの問題が生じるなどしているが、書記官による評議の適切な前さばきや、当事者に対する丁寧な説明等を通じて、当事者の理解を得ながら、適宜適切に対面評議を行うことができるよう各庁において取組が進められている。

また、弁護士からは、従前よりも調停委員会から調停の見通し等が積極的に示されるようになったように感じられるといった指摘もされており、特に別表第二調停事件においては、紛争の早期かつ柔軟な解決等を目的として、調停に代わる審判が活用されている。

一方で、弁護士からは、調停委員会が調停進行の際に法的観点を過度に重視することも時には見られ、調停における解決の自主性、柔軟性といった側面が減殺されるのではないか、また、事

件類型に応じた進行方針の共有が進んだ反面、進行が硬直化したり、調停委員の対応が事務的、形式的なものとなり、当事者から見て、事案の個別性に十分な理解を示しているとはいえない進行となっている場合もあるのではないかといった指摘もされている。

## (2) 効果等

### ア 調停成立の効果

調停の成立率は、顕著に向かっているとまではいえないものの、緩やかながら上昇している事件類型が多い。また、特に別表第二調停事件については、調停委員会として、充実した評議を行った上で、調停委員会として当該事案の解決策を提示する方策の一つである調停に代わる審判により終局した事件の割合が向上している。

弁護士からは、裁判官の調停への積極的な関与や、調停における家庭裁判所調査官による専門的知見の活用は、当事者に対する説得性を高め、調停成立に向けて有益であるという指摘がされている。

### イ その他の効果等

平均審理期間が短縮されている府からはその旨の紹介がされ、必ずしも平均審理期間が短縮されていない府からは、事件の複雑困難化の傾向にもかかわらず、現在の平均審理期間に収まっていること自体が、調停における裁判官関与の充実に関する成果の一つといえるのではないかという意見が出された。弁護士からは、遺産分割調停事件、婚姻費用分担調停事件及び養育費請求調停事件については、一般的な進行方針について調停委員会としての共通認識が形成されており、これは調停の進行や結果の予測可能性に寄与するものであって、迅速化にも資するという指摘がされた。

調停委員からは、評議において、裁判官と率直な意見交換を行うことができており、これが調停委員会としての方針の共有に寄与し、調停委員による調停の進行について安心感、安定感が生まれ、こうした調停委員会としての方針等が当事者にも伝わることにより、調停の進行が円滑化するだけでなく、当事者の調停に対する納得感や信頼感の向上につながっているという意見が出された。

なお、弁護士からは、裁判官の直接の期日立会い以外で裁判官関与の充実の取組を実感することは難しいという意見もあったが、一方で、調停委員同士の認識が共有され、その意見や方向性が一致していると感じられることが多くなった、調停委員が意識して役割分担をしていると感じる、必要な事案で家庭裁判所調査官が適切に調停に関与する割合が増えたといった指摘もされており、評議等を通じた裁判官関与が適切に行われている調停の進行が増えていることがうかがわれる。

### ウ 効果検証

調停における裁判官関与の充実という取組の効果検証に当たっては、調停の成立率だけではなく、平均審理期間、調停に代わる審判により事件が終局した割合、取下げ率、抗告・控訴率、当事者の調停に対する納得性・信頼性等、多様な指標を通じて検討することが重要であるという認識は共有されているように思われる。裁判官からは、調停の成立率や、平均審理期間の分析に加え、履行勧告の件数の減少についても調停に対する当事者の納得性の表れと見ることができるのではないかといった指摘もされた。

### (3) 検証検討会での議論

調停委員同士の認識共有や役割分担が図られ、家庭裁判所調査官の適時適切な関与が増加しているなどといった実情は、家事法の施行後、裁判所において、職種間連携を十分に図りながら、評議を通じた裁判官関与を充実させるといった調停充実の取組の趣旨が浸透しつつあることの裏付けであるといい得るといった意見が出された。

その一方で、調停充実の取組の効果については、当事者の調停に対する納得性や信頼性というのも印象論にとどまる部分があることは否定できないこと、裁判官と調停委員の役割分担の意義等、この取組に対する裁判所側の意識と弁護士側の受け止め方との間には落差があり、特に、弁護士の中には、調停充実の取組といえば、いまだに調停期日における裁判官の直接立会いをイメージする者もいることから、この取組を当事者との関係でも有効なものとしていくためには課題も多いと思われるといった指摘がされた。そして、そのような課題に対応していくためには、家事法の下での在るべき調停運営の姿が、評議を通じた裁判官関与を適切に行いつつ、調停委員を中心に充実した調停の進行を実現し、法的観点を踏まえながらも、当事者の感情に十分に配慮して、当事者の自主的紛争解決意欲を引き出すというものであることを踏まえるべきであるといった意見が出された。その上で、調停充実の取組については、家事法の理念の一つである手続の透明性等とセットとして総合的に進めながら、調停委員による評議の結果の当事者に対する適切なフィードバック等を含めた調停委員会と当事者との間における認識共有をより図っていくなど、その内実を更に充実させていく必要があるといった指摘がされた。

また、家事事件における手続代理人弁護士の選任率が向上する中で、当事者に自主的に紛争を解決するという意識を持つもらうなどしながら、当事者に寄り添っていくといった調停における手続代理人弁護士の役割が、これまで以上に重要となっているといった意見も出された。

さらに、評議の充実による調停充実の実現に当たっては、調停委員と裁判官が相互の考え方を十分に理解することが前提となるが、現時点においては、裁判官が調停委員ごとに、きめ細かにその考え方を伝え切るというところまでには至っていない可能性があり、これは今後の課題と考えられる旨の指摘もあった。

### (4) 今後に向けての検討

今後は、調停委員会内部における認識共有に向けての取組を引き続き進めるとともに、当事者の自主的紛争解決意欲を向上させるために、当事者との間において、調停委員会としての紛争解決プロセスの見通し、当該調停における紛争の実質的な対立点、当該対立点を解消させるための方策等についての認識共有を更に進めていく必要があるものと考えられ、調停委員会と当事者との間の認識共有という視点がこれまで以上に重要となり、その具体的方策等について検討を深めることが必要となるものと思われる。また、このような調停委員会と当事者との間の認識共有を進めていくに当たっては、当事者に寄り添いつつ当事者の自主的紛争解決意欲を引き出すというような、調停における手続代理人弁護士の役割等についても検討し、弁護士との間でも共通認識を得ていくことが必要となってくるものと考えられる。

さらに、裁判官関与の充実の取組は、法的観点を踏まえながらも、当事者の感情に十分に配慮しつつ、当事者の自主的紛争解決意欲を引き出すような調停運営を行うものであり、このような紛争解決における調停ならではの良さをより活かすようなものである必要があると考えられる。加えて、調停委員会内部において事件類型ごとに一般的な進行方針を共有することは重要であるが、当該進行方針が自己目的化し、調停の柔軟性を否定するような硬直化した進行にならないよう留意する必要もあると思われる。

そして、調停充実の取組は、調停に対する裁判官の関与を増やすことそれ自体が目的なのではなく、裁判官関与を通じて調停を充実させることで家庭裁判所全体の紛争解決機能を強化し、当事者により良い司法サービスを提供することにその目的があるのであって、各庁における現在の取組がこのような目的に適うものとなっているかどうか、絶えず検証することが必要である。そのためには効果検証が重要となり、適切な効果検証のためには多角的な分析が必要となるが、客観的な統計数値の分析を中心としつつも、利用者の満足度、納得度といった主観的な事情等を含め、実証的に分析していくことが肝要というべきである。

### 3 調停における裁判官関与と調停不成立後の審判や人事訴訟との関係

#### (1) 別表第二事件の場合

裁判官からは、別表第二事件においては、調停を担当する裁判官と審判を担当する裁判官が同一であることが多い、この場合には、調停において、審判での審理及び結論を見越した進行を行いやすいという側面があるため、調停段階で審判での審理及び結論の見通しを当事者に説明してその理解を得るよう努力するとともに、仮に審判移行した場合であっても、少ない審判期日の回数で終局に至るという実情が紹介された。弁護士からも、調停において、審判移行後の見通しを踏まえて手続活動を行っているという意見が出され、また、調停不成立後に審判手続があるとしても、そのために調停において言い分を差し控えるといったことは基本的にはないという指摘も

された。

婚姻費用分担事件、養育費請求事件、親権者変更、子の監護者指定・引渡し事件等については、弁護士から、緊急性が高い事案もあり、そのような場合には、調停の早期段階から資料をそろえ、速やかな審判移行を求めることがあるという意見も出された。

面会交流事件については、弁護士から、特に面会交流を求める非監護親の立場においては円滑な面会交流を継続的に行っていくために言い分を控えることがあるといった意見が出され、また、裁判所及び弁護士のいずれからも、たとえ審判が出されたとしても充実かつ継続的な面会交流につながる保障はないこと等から、家庭裁判所調査官の調整的関与が期待できる調停において可能な限り調整を行うという意見が出された。

## （2）離婚事件の場合

### ア 別表第二事件との差異の有無、程度

裁判官からは、調停不成立後に直ちに訴訟が提起される事案ばかりではないこと、訴訟になってから初めて代理人が選任され、調停段階とは異なる主張をすることも少なくないこと、調停を担当する裁判官と訴訟を担当する裁判官は異なることが多いこと等から、別表第二事件の場合と比べると、調停において訴訟での審理及び結論を見越した進行を行うことは難しいことがあるといった意見が出された。一方で、①別表第二事件においても、調停と審判は異なる手続とされていること、調停後の手続において調停段階とは異なる主張、資料等が提出される可能性があることは審判と訴訟で異なるところはないこと等に照らせば、離婚調停事件と別表第二調停事件について本質的な違いはない、②当該紛争の実質的な対立点が財産分与にある離婚調停において、当事者双方に代理人が選任され、当該対立点について十分な主張や資料の提出がされているような場合には、調停委員会としての調停案を提示することが多く、このような場合においては、調停を担当する裁判官と訴訟を担当する裁判官との間で訴訟の審理及び結論の見通しが異ならないことも少なくないと考えられることから、調停不成立後の手続の審理及び結論を見越した進行を行うことについて、離婚調停事件と別表第二事件とで大きな差異はないといった指摘もされた。

ある弁護士からは、別表第二事件の場合と異なり、離婚事件の場合には、一般的に、調停における合意を目指すという観点から、調停ではあえて言い分を尽くさないということがあるという意見が出された。もっとも、他の弁護士からは、事前交渉等による事情を含め、代理人として離婚調停での合意が成立しそうかどうかという見極めを持ち、離婚調停においては、合意の成立に向けて必要な言い分を尽くす一方、合意の成立に向けて障害になるような言い分は抑制することがあるということにすぎないという指摘もされた。

### イ 訴訟における調停の成果の活用

裁判官からも、弁護士からも、離婚訴訟では、財産分与における財産一覧表の作成のために審

理が長期化することが多く、財産分与が争点となる離婚調停においては、紛争が複雑・先鋭化する前に、当事者に任意の財産開示を促すとともに、当事者が任意の開示に応じないのであれば調査嘱託を行うなどして客観的な資料を収集・共有し、財産一覧表を作成することが、調停の充実にも、調停が不成立となった後の離婚訴訟の充実・迅速化にも資するという事案は少なくない、といった意見が出された。

また、裁判官からは、調停段階において子の監護状況等について家庭裁判所調査官による調査がされた場合には、離婚訴訟において、その調査結果が親権者の適格性に関する見通しをつけることに寄与したり、離婚訴訟における調査事項が限定されたりするなどといった経験が紹介されるとともに、離婚調停において、当事者が解決したいと考えている主たるポイントが明確になっており、合意ができた部分とそうでない部分等について当事者双方で認識共有ができるといふと、離婚訴訟においても早期に解決に向けての見通しを立てた審理を行うことが可能となるといった意見が出されるなどした。

さらに、弁護士からは、調停段階から裁判官が積極的に関与して争点や資料を整理することにより、結果的に調停不成立後の手続の審理が促進されることがあり得ると思うが、それ以上に、そのような取組が、調停の成立に寄与するということが重要であるといった指摘がされた。

一方で、裁判官からも、弁護士からも、離婚調停において当事者双方が共有した客観的資料については離婚訴訟でもそのまま活用され得るが、離婚調停における主張については、離婚調停において当事者双方に代理人が選任され同じ代理人が離婚訴訟でも選任されているという場合であっても、事案によっては、離婚訴訟では新たな主張が出されるなどするために、これを活用することが難しい状況にあるといった指摘がされた。

### （3）検証検討会での議論

実情調査では、別表第二事件においては調停手続と審判手続に連続性があり、構造的に連携が図られている一方で、離婚事件については、調停段階において作成されるなどした財産一覧表、家庭裁判所調査官による調査報告書等が訴訟の場でも活用され得るなどの有用性も指摘されたものの、離婚調停と離婚訴訟とを別物として取り扱っている弁護士もいるとの印象を受けた旨の意見が出された。

一方で、戦略的な観点から、離婚調停では言い分を抑制するといった弁護士からの意見に対しては、弁護士として調停事件を受任しているのは調停で解決する見込みがあると考えているからであり、そのために必要な資料等を提出することは当然であることから、上記意見については理解しづらい部分があるといった指摘がされた。

また、財産分与が実質的な対立点となる離婚事件について、話し合いを前提とする離婚調停の段階では、離婚訴訟と比べて当事者間の対立の先鋭化が緩やかであることが一般的であるため、離

婚調停の手続の中で、必要に応じて調査嘱託を行うなどして客観的な財産状況を把握することは、調停の成立に有用であると考えられる上、調停が不成立となった場合であっても、その後の離婚訴訟の充実・迅速化にも資するのではないかといった意見が出された。

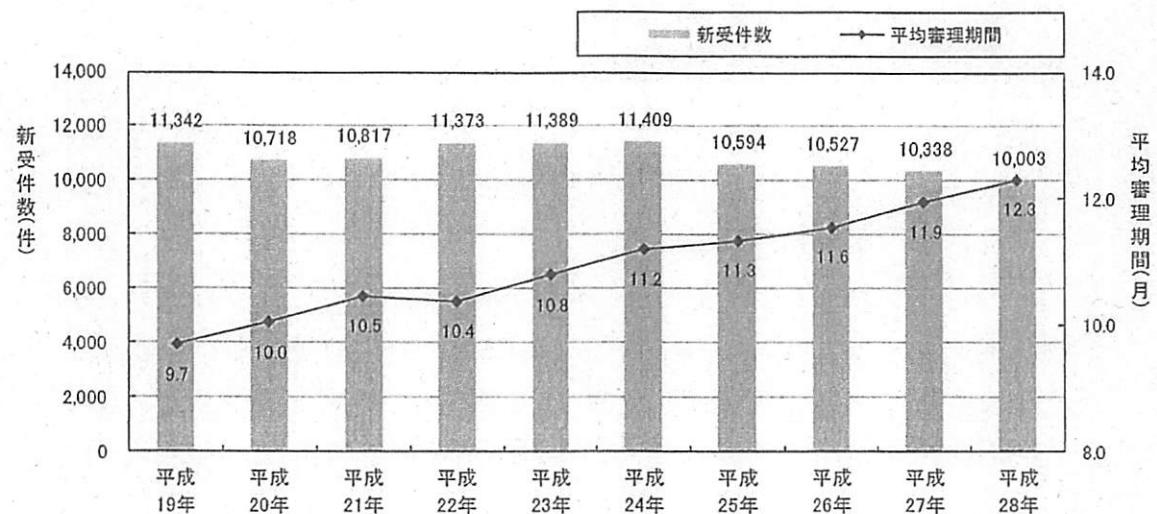
#### (4) 今後に向けての検討等

調停が自主的な紛争解決手続であるということに照らせば、調停を訴訟化させたり、調停を訴訟の争点整理として位置付けたりするというような運用は避けなければならない。しかしながら、このことと、調停において審判や人事訴訟の審理及び結論の見通しをも念頭に置きつつ調停の進行、運用を行うこととは矛盾するものではない。例えば、調停において、これまで以上に、家庭裁判所調査官による行動科学の知見に基づく事実の調査、調整を活用したり、当事者双方との間で客観的な資料を共有したりしながら、当事者に対し、自主的な紛争解決に向けた検討を更に促していくなど、審判や人事訴訟の審理及び結論の見通しをも念頭に置きつつ、調停における議論を更に充実させるための調停進行上の具体的方策等を更に検討していく必要があると考えられる。今後も、家庭裁判所全体における紛争解決機能の強化という視点を踏まえ、調停を更に充実させていくために、調停とその後の手続の適切な連携の在り方に関する検討を深めていく必要があるというべきである。

#### 4. 3 人事訴訟事件の概況等

人事訴訟に関し、新受件数は前回より若干減少した一方、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いている（【図27】）。

【図27】新受件数及び平均審理期間の推移（人事訴訟）

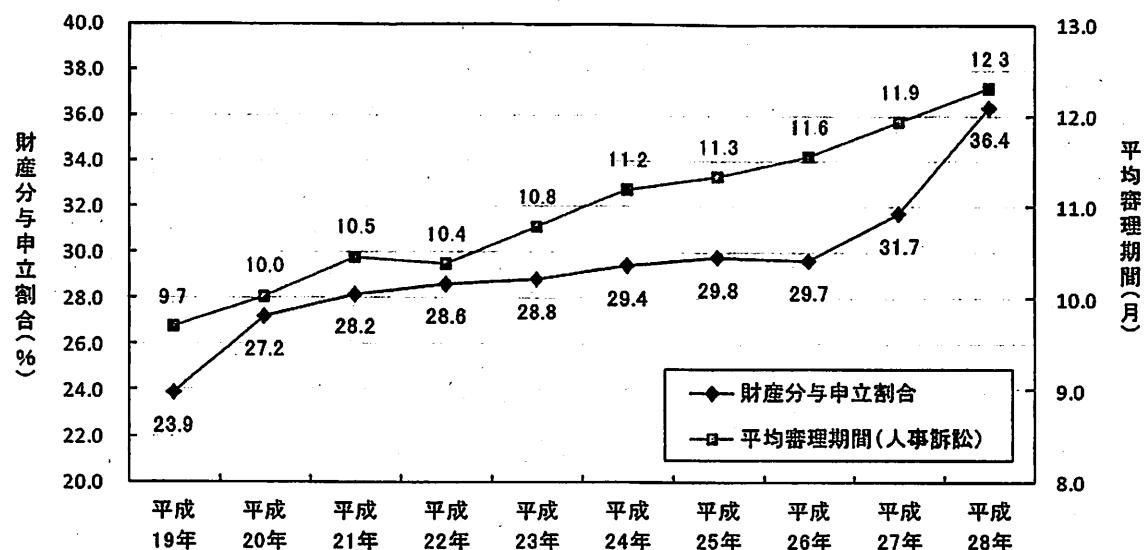


審理の長期化傾向の要因として、財産分与の申立てのある離婚事件の割合が増えている（【表28】【図29】）との指摘が妥当することは、前回と変わらない。

【表28】離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況（人事訴訟）

	離婚	親権者の指定をすべき子		財産分与の申立て		離婚以外
		あり	なし	あり	なし	
既済件数	8,813	5,387	3,426	3,206	5,607	1,138
平均審理期間(月)	12.7	12.8	12.5	15.9	10.9	9.4
平均期日回数	7.5	7.7	7.3	10.0	6.1	4.5
平均期日間隔(月)	1.7	1.7	1.7	1.6	1.8	2.1
争点整理実施率	68.6%	72.2%	62.9%	83.3%	60.2%	39.9%
審理期間	6月以内	2,320 26.3%	1,303 24.2%	1,017 29.7%	425 13.3%	1,895 33.8%
	6月超 1年以内	2,750 31.2%	1,754 32.6%	996 29.1%	902 28.1%	1,848 33.0%
	1年超 2年以内	3,015 34.2%	1,907 35.4%	1,108 32.3%	1,402 43.7%	1,613 28.8%
	2年超 3年以内	599 6.8%	355 6.6%	244 7.1%	390 12.2%	209 3.7%
	3年超 5年以内	120 1.4%	65 1.2%	55 1.6%	81 2.5%	39 0.7%
	5年超	9 0.10%	3 0.06%	6 0.18%	6 0.19%	3 0.05%
	当事者双方	6,055 68.7%	3,846 71.4%	2,209 64.5%	2,618 81.7%	3,437 61.3%
訴訟代理人の選任状況	原告側のみ	2,508 28.5%	1,430 26.5%	1,078 31.5%	530 16.7%	1,972 35.2%
	被告側のみ	94 1.1%	56 1.0%	38 1.1%	35 1.1%	59 1.1%
	本人による	156 1.8%	55 1.0%	101 2.9%	17 0.5%	139 2.5%
	その他	3,313 37.6%	1,930 35.8%	1,383 40.4%	1,015 31.7%	2,298 41.0%
終局区分	和解	4,354 49.4%	2,867 53.2%	1,487 43.4%	1,905 59.4%	2,449 43.7%
	取下げ	909 10.3%	462 8.6%	447 13.0%	194 6.1%	715 12.8%
	それ以外	237 2.7%	128 2.4%	109 3.2%	92 2.9%	145 2.6%
	その他	1,138 12.7%	607 6.1%	1,138 1.8%	1,138 0.3%	1,138 0.0%

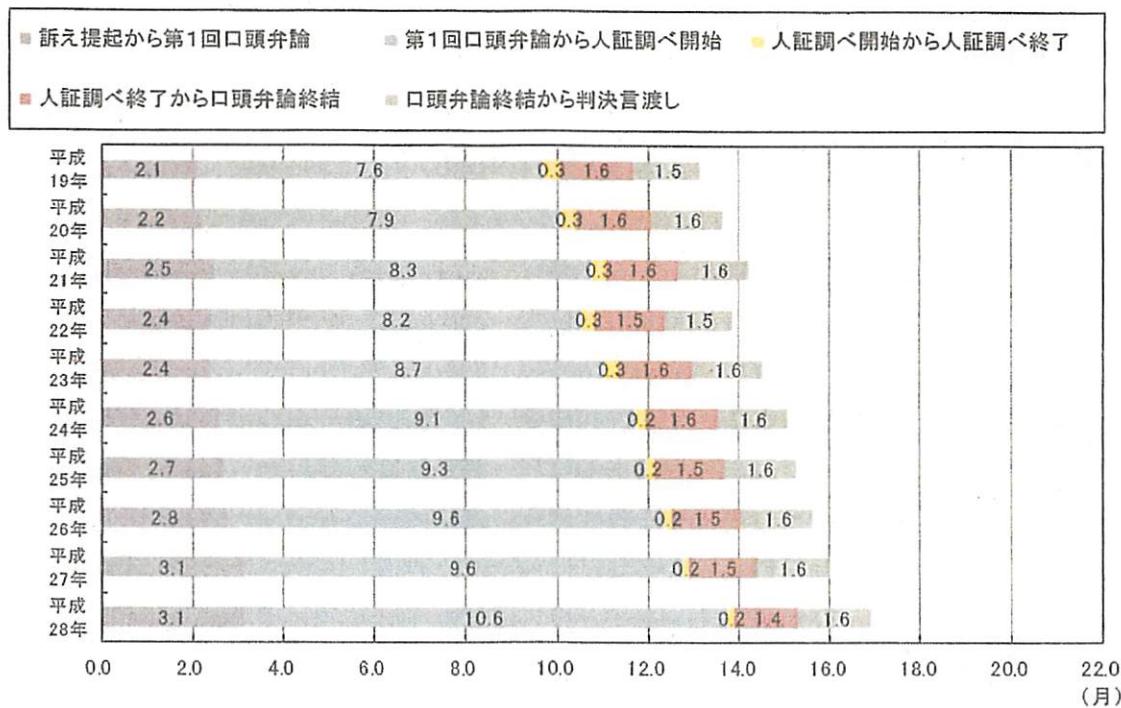
【図29】離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合(既済事件)及び人事訴訟の平均審理期間の推移



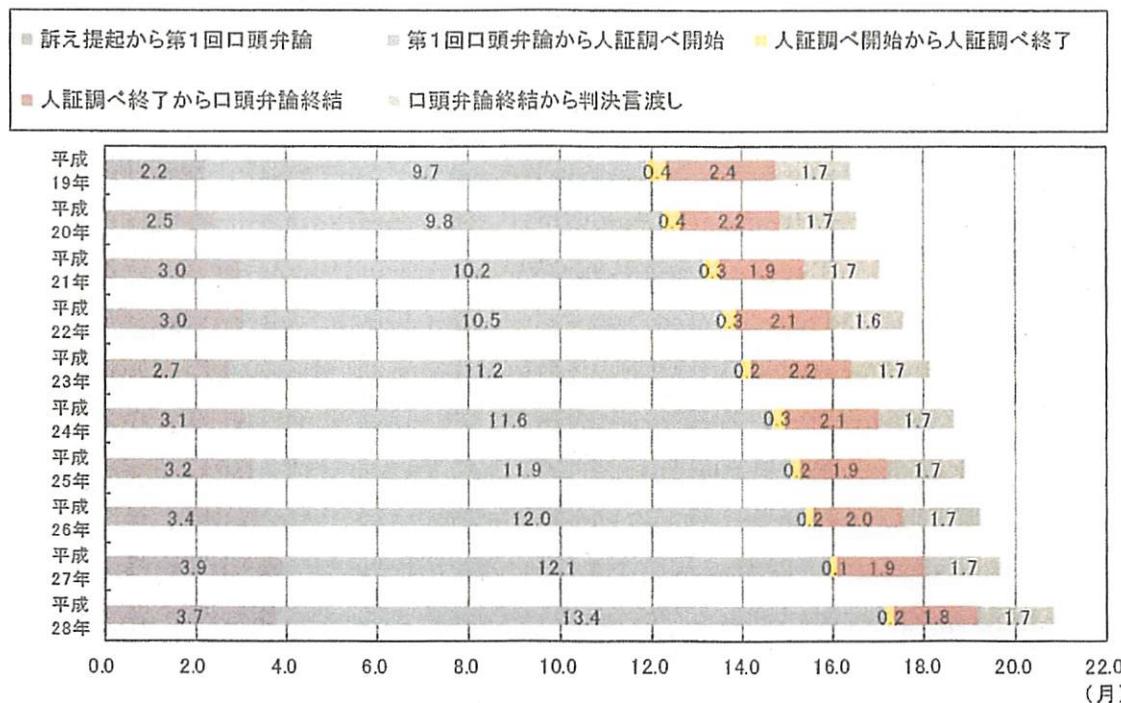
※平成19年は同年4月から12月までの数値である。

また、 こうした事件も含め人事訴訟における争点整理期間が長期化しており（【図30①】【図30②】），その要因として、①財産分与の申立てのある離婚事件で、預金取引履歴の開示範囲をめぐって当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであること、②離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されること等が指摘されていることも、前回と変わらない。

【図30①】人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移  
(人事訴訟)



【図30②】財産分与の申立てがある離婚の訴えのうち人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移(人事訴訟)



※平成19年は同年4月から12までの数値である。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）や、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向が見られることについても、前回から大きな変化は見られない（【表31】【表32】【表33】）。

【表31】審理期間別の既済件数及び事件割合  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
既済件数	9,951	148,016	99,500
平均審理期間(月)	12.3	8.6	8.8
6月以内	2,839 28.5%	84,526 57.1%	55,177 55.5%
6月超1年以内	3,071 30.9%	29,845 20.2%	19,296 19.4%
1年超2年以内	3,274 32.9%	24,903 16.8%	18,587 18.7%
2年超3年以内	631 6.3%	6,259 4.2%	4,661 4.7%
3年超5年以内	127 1.3%	2,130 1.4%	1,564 1.6%
5年を超える	9 0.09%	353 0.2%	215 0.2%

【表32】終局区分別の既済件数及び事件割合  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
判決	4,063 40.8%	61,323 41.4%	45,425 45.7%
うち対席(%は判決に対する割合)	2,776 68.3%	36,803 60.0%	26,098 57.5%
和解	4,512 45.3%	52,957 35.8%	34,520 34.7%
取下げ	1,105 11.1%	23,683 16.0%	10,957 11.0%
それ以外	271 2.7%	10,053 6.8%	8,598 8.6%

【表33】平均期日回数及び平均期日間隔  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	7.2	4.7	4.9
うち平均口頭弁論期日回数	2.4	2.0	1.9
うち平均争点整理期日回数	4.8	2.7	3.0
平均期日間隔(月)	1.7	1.8	1.8

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会委員名簿

最高検察庁検事

秋山仁美  
(平成28年12月12日から)

最高検察庁検察官事務取扱検事

阿部健一  
(平成27年9月8日から  
平成28年4月20日まで)

政策研究大学院大学特別教授

井堀利宏

東京地方裁判所判事

大野勝則

東京工業大学環境・社会理工学院教授

奥山信一  
(平成28年8月1日から)

東京大学大学院法学政治学研究科教授

川出敏裕  
(平成27年12月3日から)

東京地方裁判所判事

倉地真寿美  
(平成28年4月20日まで)

最高検察庁検事

國分敬一  
(平成28年6月23日から  
平成28年11月18日まで)

京都大学大学院法学研究科教授

酒巻匡  
(平成27年12月2日まで)

東京工業大学名誉教授

仙田満  
(平成28年8月1日まで)

中央大学法科大学院教授

高橋宏志

最高検察庁検事

徳久正  
(平成27年8月20日まで)

弁護士（東京弁護士会）

中尾正信

弁護士（第一東京弁護士会）

二島豊太  
(平成29年2月9日まで)

株式会社テレビ朝日報道局コメントーター室統括担当部長

野間万友美

東京地方裁判所判事

山田真紀  
(平成28年5月31日から)

一橋大学大学院法学研究科教授

山本和彦

弁護士（第二東京弁護士会）

横井弘明  
(平成29年2月9日から)

(五十音順・敬称略)